

橋本市インスタグラム運用方針

1. 目的

橋本市の魅力を写真ビジュアルを使って利用者の方にタイムリーに発信することを目的とします。

2. アカウント、URL、アカウント運用所属名

アカウント名：hashimoto_city（ハシモト_シティ）

URL：https://www.instagram.com/hashimoto_city/

アカウント運用所属名：橋本市経済推進部シティプロモーション課

3. 発信内容

下記に関する内容を随時発信します。

- (1) 移住支援、子育て支援に関すること
- (2) 市内の風景、食や伝統及びイベント等観光に関すること
- (3) その他、市の魅力向上に資すること

4. 情報発信時間

原則として、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとします。（年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く）。ただし、必要に応じそれ以外の日時において発信する場合があります。

5. 運用ルール等

- (1) 本アカウントでは、市に対する個別のご意見やお問い合わせは取り扱いません。橋本市に対する個別のご意見、お問い合わせについては、橋本市ホームページの「ご意見・ご質問入力フォーム」をご利用いただくか、又は担当課へ直接お問い合わせください。
- (2) 本アカウントは「コメント」及び「ダイレクトメッセージ」に対し、必要に応じて反応及び返信を行う場合があります。
- (3) 本アカウントは、必要に応じて他のアカウントのフォローを行います。
- (4) 本アカウントは、他のアカウントの投稿内容が橋本市の魅力発信に資すると判断した場合に、投稿に対する「いいね」「リポスト」等を行うことがあります。

6. 知的財産権

本アカウントに掲載しているすべての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、橋本市又は著作権者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められる場合などには、自由に使用していただくことができますが、転載の対象となる内容を変えず、出所を明記してください。市が指定するハッシュタグをつけて投稿された写真等のデータは、制作物等に使用場合があります。

ただし、インスタグラムの機能による情報掲載につきましては問題ありません。

7. 注意事項等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など当市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの

- ・他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・橋本市の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・橋本市の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、橋本市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

8. 個人情報に関する取扱い

- ・本サービスを通じて当課が取得した個人情報については、橋本市個人情報保護条例（平成18年条例第12号）に基づき、適切に取り扱うものとします。また、情報の発信についても、橋本市個人情報保護条例に基づき、適切に行います。

9. 免責事項

- ・投稿内容および情報については最新の注意を払うこととしますが、投稿の正確性、完全性、有効性を保証するものではありません。
- ・橋本市は利用者が本アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・橋本市は、ユーザーにより投稿された当アカウントに対するコメント等について、一切責任を負いません。
- ・橋本市は、本インスタグラムに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- ・コメント等の投稿や他のインスタグラムページにて市が指定するハッシュタグを付けて投稿された情報にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは橋本市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、橋本市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- ・当アカウントは、予告のない運用中止、コメント等の削除、当アカウント自体の削除を行う場合があります。

10. 運用方針周知及び変更等

本方針の内容は、橋本市ホームページに掲載し、周知します。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとします。

附則

この運用方針は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この運用方針は、平成30年2月1日から施行する。

附則

この運用方針は、平成31年2月1日から施行する。

附則

この運用方針は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この運用方針は、令和8年8月1日から施行する。